

重点目標

資料 4

新規・継続の別：第一期プランから引き続きの目標項目は「継続」、それ以外は「新規」

■：第三次行動計画の主旨標 ▲：同計画の副指標

新規・継続の別	目標項目	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	令和元(現状値)	令和6(目標値)
重点的な取組1 子どもの貧困対策						
新規	▲ 子どもの貧困対策計画を策定している市町数	子どもの貧困対策について、計画を策定または子ども・子育てに関連する計画の一部として位置づけている市町	子どもの貧困対策に関する法律が改正され、市町の計画策定が努力義務となったため、各市町が計画を策定し、それに基づき取り組むことで、県全体の貧困対策の底上げが図られることが期待できます。 また、現在17市町で貧困対策に取り組むための連携体制が整備されていますが、貧困計画が策定されているのは2市のみです。そのため各市町の体制は整備されつつあるものの、その質を担保し、十分な機能を果たすためにも、計画策定が重要であることから選定しました。	県内全ての市町で取組が進むことが必要であることから、29市町としました。	2市 (平成30年度)	29市町
重点的な取組2 児童虐待の防止						
新規	■ 児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数	全国的にも市区町村レベルでの初期対応に課題があった結果、重篤化した児童虐待事例もあり、さらに児童福祉法の改正により市区町村を中心とした支援体制の早急な構築が求められており、市町での虐待の早期発見、早期対応の強化が県全体での虐待防止につながることから選定しました。	児童福祉法の改正により、市町の支援体制の早急な構築が求められていることから、全ての市町が児童虐待の早期対応力の強化に取り組んでいることを目標とします。	15市町 (平成30年度)	29市町
重点的な取組3 社会的養育の推進						
新規	▲ 児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数(累計)	児童養護施設・乳児院が行う、児童家庭支援センター、一時保護専用施設、フォスティング機関等の事業数	新しい社会的養育ビジョンに基づき、施設の多機能化が求められていることから選定しました。	今年度策定する社会的養育推進計画の方向性や施設の意向を考慮し、毎年度の事業の増加数を見込みました。	8事業 (平成30年度)	18事業

新規・継続の別	目標項目	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	令和元(現状値)	令和6(目標値)
重点的な取組4 若者等の雇用対策						
新規	■ 県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合	県内高等教育機関の新卒就職者および県外の就職支援協定締結大学の新卒就職者(三重県出身者に限る)のうち、県内企業等へ就職した人の割合	若者の経済的基盤の確立には、就職することが重要であり、また、県内企業への就職を促進することで、県経済の持続的な発展につながることから選定しました。	県内高等教育機関の県内就職率については、県内大学等と連携しながら、保護者会への積極的な参加や、SNSの利用など、県内企業のさらなる認知度向上等に取り組むことにより、学生の県内就職を促進し、平成30年度の実績48.9%から令和5年度に54.0%をめざします。協定締結大学の県内就職率については、平成30年度の実績33.2%から令和5年度に45.0%をめざします。主指標の目標値は、これらの就職率から令和5年度50.0%に設定しました。令和6年度については、令和5年度までの伸び率から、51.0%としました。	44.8% (平成30年度)	51.0%
重点的な取組5 不妊に悩む家族への支援						
継続	■ 県独自の全ての不妊治療助成事業に取り組む市町数	県が行う特定不妊治療、一般不妊治療、不育症治療に係る助成事業の全てに取り組む市町数	不妊等に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるような環境づくりが必要であることから選定しました。	県内どの市町においても同等の支援が受けられるようにする必要がありますことから、29市町にしました。	17市町	29市町
新規	▲ 不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	仕事をしながら不妊治療を受けている人のうち不妊治療に関して職場の理解があると感じている人の割合	職場で不妊治療の理解が深まるのが不妊治療を受けやすい環境づくりの推進につながるから選定しました。	アンケート結果より治療をしていることを職場に話している方は60%であり、その方が理解があると感じられるようになることを目標に60%としました。	48.6%	60%
重点的な取組6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実						
新規	■ 母子保健コーディネーター養成数(累計)	県の研修等により養成した母子保健コーディネーターの数	子育て世代包括支援センターが法定化され、各市町において設置が進んでいますが、センターでより充実した支援が行われるためには、保健師等による母子保健コーディネーターの設置が重要です。県が母子保健コーディネーターを養成することにより、センターでの相談支援の充実が図られ、切れ目のない妊産婦・乳幼児支援体制の実現につながるから選定しました。	市町において母子保健を担当している保健師数は全市町の保健師のうち約6割(約270人)を占めており、その保健師が母子保健コーディネーターとして従事する可能性があるため、令和5年度の目標値を270人と設定し、人員の入れ替え等も考えられることから、令和6年度の目標値を直近2年間の伸び幅(目標)を考慮し、295人としました。	132人 (平成30年度)	295人
新規	▲ 産婦健診・産後ケアを実施している市町数	産婦健診・産後ケア事業の両方を実施している市町数	産後うつ予防や虐待予防の観点から産後の初期段階における母子に対する支援を強化することが重要とされており、平成29年度より産後ケア事業を実施している市町で実施される産婦健診に対して助成が行われることになったことから選定しました。	妊娠期から子育て期まで切れ目のない親子支援を充実させるためには県内全市町で実施されることが望ましいため29市町としました。	19市町	29市町

新規・継続の別	目標項目	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の設定理由	令和元(現状値)	令和6(目標値)
重点的な取組7 周産期医療体制の充実						
新規	周産期死亡率(県)	年間の出産数1000あたりの周産期死亡数(妊娠満22週以後の死産数に早期新生児死亡数を加えたもの)の比率	死産や早期新生児死亡数が減少することが、周産期医療体制の充実の評価に相当であることから選定しました。	※第7次三重県医療計画による目標値としています(令和5年:3.0)。周産期死亡率の目標については、今後、次期計画等をふまえて検討します。	2.9(平成30年)	※令和5年度の目標値:3.0
新規	妊産婦死亡率(県)	年間の出産数10万あたりの妊産婦死亡数の比率	妊産婦の死亡数が減少することが、周産期医療体制の充実の評価に相当であることから選定しました。	妊産婦死亡数を無くすことをめざして設定しました。	7.8(平成30年)	0.0
重点的な取組8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援						
継続	■ 保育所等の待機児童数(県)	翌年4月1日現在における保育所等の待機児童の数	保育の必要性の認定を受けた乳幼児が、安心して保育を受けられる環境を整備するため選定しました。	平成29年6月に国が発表した「子育て安心プラン」では、令和3年4月1日時点で待機児童を解消し、その後も0人を継続する計画となっています。現在提出されている県内市町と同プランも同様になっているため、令和6年度の目標値を0人としました。	109人(平成30年度)	0人
継続	▲ 放課後児童クラブの待機児童数(県)	5月1日現在における放課後児童クラブの待機児童数	仕事と家庭を両立しやすい環境を整備し、待機児童を解消する必要があることから選定しました。	平成30年9月に国が発表した「新・放課後子ども総合プラン」では、「令和3年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る」としているため、令和4年には0となるよう、段階的に設定しました。	55人	0人
新規	▲ 県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数	地域のつながりの希薄化が進むなか、「みえの親スマイルワーク」の実施が広がることにより、他の人とつながりながら子育てできる保護者が増えることから選定しました。	県内の全市町で実施することを目標として設定しました。	4市町	29市町

新規 継続 の別	目標項目	目標項目の説明	選定理由	令和6年度の目標値の 設定理由	令和元 (現状 値)	令和6 (目標 値)
重点的な取組9 男性の育児参画の推進						
継続	■ 男性の育児休業取得率（育児休業制度を利用した従業員の割合（県、男性））	育児休業を取得した男性従業員の割合	男性の育児休業の取得は、少子化対策に資するものであり、男性従業員が育児休業制度を利用することは、仕事と子育ての両立支援制度の充実や意識改革等により風土が醸成され、少子化対策に向けた環境づくりが進んでいると総合的に判断できることから選定しました。	国が掲げている第3次少子化社会対策大綱における数値目標「男性の育児休業取得率 13%」を目標値としました。	4.4% (平成 30年 度)	13%
新規	▲ 「みえの育児男子プロジェクト」に参加した企業・団体数	男性の育児参画の普及・啓発やイクボスの推進等に関わる企業・団体数	男性の育児への参画を進めるためには、職場や地域において、男性の育児参画が重要であるという考え方を、企業や団体に広げる必要があることから選定しました。	県内企業・団体が、男性の家事・育児への参画やイクボスの推進等に主体的に取り組んでいる状態をめざし、現状値を倍増させる目標を設定しました。	100企 業・団 体 (平成 30年 度)	200企 業・団 体
重点的な取組10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援						
継続	▲ 「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園等の割合（県）	県内の保育所・幼稚園等のうち、発達支援が必要な子どもに対し、「CLMと個別の指導計画」を利用して支援を行っている保育所・幼稚園	「CLMと個別の指導計画」を導入することにより、保育所・認定こども園・幼稚園において発達障がい児等への早期で適切な支援が可能となることから選定しました。	各保育所、幼稚園等の導入率について、公立は80%、私立は50%を目標とし、全体で67.5%としました。	53.8% (平成 30年 度)	67.5%
新規	医療的ケア児・者コーディネーター養成研修修了者数（累計）	県が実施する研修の修了者	医療的ケア児とその家族への支援が適切に提供されるためには、地域において支援を総合調整するコーディネーターの拡充が必要であることから選定しました。	増加し続ける医療的ケア児への支援を総合調整するためには、各年度20人程度ずつ養成する必要があることから設定しました。	71人	171人
重点的な取組11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進						
新規	■ 多様な就労形態を導入している県内事業所の割合	調査対象事業所（従業員数10人以上300人未満の県内事業所から抽出）のうち、「多様な就労形態を導入している」と回答した県内事業所の割合	平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行されており、これを契機に県内事業所における働き方の見直しや、多様な就労形態の導入を一層促進していくことが重要であることから選定しました。	働き方改革関連法の施行により、生産性を向上しつつ誰もが働きやすい職場とすることが求められます。多様な就労形態を導入している企業は、小規模ほど取組が進んでいない状況であることから、従業員規模50人未満の事業所では、50人以上の企業の実績値である8割台をめざします。また、従業員規模50人以上の事業所においては、直近の伸び率（0.7%）を超える年1.0%の上昇をめざします。これらを合わせて、令和5年度に81.4%の県内企業において多様な就労形態に取り組むことをめざし、年2.2ポイントずつの増加に取り組みます。令和6年度については、令和5年度までの伸び率から83.6%としました。	72.6% (平成 30年 度)	83.6%